

夜間金庫規定

1. (利用目的)
この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用して下さい。
2. (利用方法)
 - (1) この夜間金庫を利用する時は、現金のほか、預金に受け入れることのできる証券類(以下「証券類」という)を、当金庫所定の入金票とともに当金庫所定の入金鞆(以下「入金鞆」という)に入れ、その入金鞆を施錠のうえ夜間金庫に投入して下さい。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入して下さい。
 - (2) 入金鞆を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票(レシート)を受け取って下さい。
3. (預金への受入処理)
 - (1) この夜間金庫に投入された入金鞆内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定口座に受け入れますので、遅滞なく受入金額を確認して下さい。
 - (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は、当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当金庫はその責任を負いません。
4. (入金鞆等の返却)
入金鞆は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取って下さい。
5. (鍵の保管等)
 - (1) 金庫外扉鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行って下さい。
 - (2) 入金鞆の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金鞆の開閉に使用します。
 - (3) 金庫外扉鍵・入金鞆・入金鞆鍵は、当金庫の承諾なしに複製することを禁止します。
6. (鍵・入金鞆の喪失、き損)
金庫外扉鍵、入金鞆および入金正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届け出て下さい。なおこの場合修理費、再製費または鍵等の取替えに要する費用を負担して下さい。
7. (損害の負担等)
この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他不可抗力による損害、金庫外扉の不完全な閉扉、入金鞆の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。
8. (解約等)
この契約は、本人または当金庫の都合により一時中止または解約することができます。この場合には、金庫外扉鍵、入金鞆および入金鞆正鍵を直ちに当店へ返却して下さい。
9. (譲渡・転貸等の禁止)
この夜間金庫の利用権は、譲渡・転貸または質入れすることができません。なお、金庫外扉鍵、入金鞆および入金鞆正鍵についても同様とします。
10. (規定の変更)
 - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
11. (規定の準用)
この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

以上
(2020年4月1日現在)